

ASIAN FORUM JAPAN

HUDSON INSTITUTE

Bridging Asia

Japan - United States - India Dialogue

AFJ POSITION PAPER

SESSION III

- INTERECTUAL PROPERTY RIGHTS -

「知的財産立国」と情報モラル

我が国の知的財産戦略の現状

2002年2月、小泉首相は施政方針演説で「我が国は、研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標」とすることを高らかに宣言した。そして、「知的財産立国」を目指して政府は2003年に「知的財産基本法」を制定し、2004年には『知的財産推進計画2004』をまとめ、約400項目にもわたる実施すべき施策を発表した。

このような「知的財産立国」への道を強力に、しかも迅速に推し進めざるをえない社会的・経済的背景が我が国には存在する。それは、予想をはるかに上回る急速な少子化・人口減少社会への突入である。少子化・人口減少社会が引き起こす大きな問題の一つは、経済成長に必要な労働力人口が必然的に減少することである。そのため、かつてとは異なった「持続可能な成長」が求められている。

その軸となるのが、知的財産戦略である。技術革新に支えられた知的財産の創造・活用・保護が、「持続可能な成長」の生命線であると考えられるからこそ、我が国は、「知的財産立国」を国家目標としたのである。間断なく技術革新を行い、知的財産を維持・確保し、戦略的なライセンスや標準化活動により、競争力を強化することを目標としたのである。「知的財産立国」と、「e-Japan 戦略」・「IT 新改革戦略」による情報流通の近代化とが両輪となり牽引する以外に、我が国が世界において確固たる地位を維持する手段はないとの認識がそこにはある。

P2P ファイル共有ソフト「ウィニー (Winny)」による情報漏洩・流出問題

しかしながら、こうした我が国の知的財産立国への取り組みにもかかわらず、知的財産立国への進展を「砂上の楼閣」としかねない事態が続発している。それは、不正アクセスやコンピュータウイルスなどのセキュリティ問題と、知的財産の多くがデジタル化されたことで、情報が劣化することなく容易にコピーすることや持ち運ぶことが可能となったことから生じる問題である。そのため、知的財産基本法をはじめとして、個人情報保護法や不正アクセス防止法などの情報に関わる法整備が進められている。

しかし、ここ数年来、このような法整備にもかかわらず、情報に関わる犯罪や企業情報の流出・漏洩が増加の一途をたどっている。その中で最も憂慮すべき事態は、いわゆる P2P

ファイル共有ソフト「ウィニー」や「Share」などをインストールすることから生じる情報漏洩事件が頻発していることである。ファイル共有ソフトをインストールしたパソコンにのみ感染するワーム型ウイルス「アンチニー (Antinny)」によって、PC に保存されている情報がインターネットに流出する事件が止まることを知らない状況にある。

例えば、2006年2月、防衛秘密扱いに該当するデータを含む海上自衛隊の大量のデータがインターネット上に流出した。また、2006年5月、陸上自衛隊が配備する地对艦誘導ミサイル (SSM - 1) の運用システムなどに関する内部教育用資料が、「Share」を介してインターネット上に流出した。ファイル共有ソフトを介しての情報流出は、この数年で、枚挙の暇がないほど拡大し、眼に余るものがある。

これら事件は、マス・メディアなどでは単なるインターネット上への情報の漏洩として採り上げられることが多い。また、この事態を重視し、政府の情報セキュリティ政策会議は、「ウィニー」を介した情報流出を防ぐ次世代基本ソフト環境の開発などを盛り込んだ行動計画『セキュア・ジャパン 2006』を正式決定した。

たしかに、システムのセキュリティ対策や情報の外部漏洩を防ぐためには、信頼性が高く安全なネットワーク基盤を構築すること、組織内でのセキュリティポリシーを策定し厳格に運用することが重要である。例えば、ネットワークに接続しているPCへの外部記憶媒体の利用制限、デスクトップ環境の統一などの共通のルールを適用することである。また、ネットワークに接続されたPCの状態を管理することも必要であろう。更には重要な情報は暗号化し万一の情報流出に備える配慮も必要である。こうした対応処置により、不正アクセス、ウイルス感染やファイル共有ソフトなどを媒介とした情報流出は、かなりの程度防止することが可能となる。

ファイル共有ソフト「ウィニー」問題の本質

しかし、この問題が真に深刻であるのは、単なる情報の漏洩・流出として片付けることができない重要な問題を孕んでいることである。ファイル共有ソフトをはじめとするソフトウェア自体は、それぞれ目的を持って開発・提供されており、そのインストールの是非はユーザーの判断に委ねられている。しかし、問題はユーザーの判断によりインストールされたファイル共有ソフトが、「意図せざる結果」をもたらしてしまったことである。ファ

イル共有ソフト自体は、情報交換や共有を効率的に行うことを目的に開発されたものであるかもしれないが、一部のユーザーが違法コピーされた映像や音楽をダウンロードすることに転用したために、結果として、映像など知的財産の違法コピーの利用を横行させることとなり、情報流出を助長させる結果に至った。その意味で、「ウィニー」などファイル共有ソフトを媒介とする事件をめぐる問題の本質は、技術やテクノロジーの範疇を超え、知的財産をどのように認識するかという基本的な個人の認識が問われている点にある。つまり、「情報社会で適切な活動を行うための基礎となる思想と態度」が問われていることである。それは知的財産を含む情報に対する国民の文化意識、より端的にいうならば情報モラル意識の問題である。

情報モラルの重要性

知的財産は、音楽や著作物、製造法やビジネスモデル、意匠やデザイン、ソフトウェア、等の「ソフト（情報）」であり、その大半が無形の目に見えない価値である。そのため、目に見えない価値を正当に評価し、それに対して対価を支払うという共通の理解が社会において醸成されなければならない。そうでなければ、「知識創発」へのインセンティブなどは生まれようがない。我が国が、真に知的財産立国となるためには、智慧、知識、ノウハウといった目に見えない価値を評価する、法を含めた制度と文化・モラルとが基礎にあることが前提である。

法制度の整備に関しては、知的財産を含む「情報」に関する法的規制が強化されてきている。しかし、先に述べたファイル共有ソフトをめぐる事件への報道や対応に見られるように、この問題が知的財産に関わる重要な問題であり、広くは、「国のかたち」、すなわち「文化」の問題であり、人の心のあり方に関わる問題へと通底する問題であることが看過されているのが現状である。どのソフトウェアを使用するかはユーザーの自由な選択に委ねられているため、法規制と、使用する側の倫理観との良好なバランスを保つことは重要であるが、その前提として「人づくり」、モラルの問題が根底にあることが認識されていない。

そして、問題がモラルであるとするならば、それは政府が介入することですべて解決できる問題ではない。仮に政府がモラルを強要したとしても、それは実効的なモラルとはなり得ない。最終的にモラルの問題は政治が関与できない個人の心の問題であるからである。

それと同時に、モラルの問題は、単に個人の自覚だけに任せることで解決がつく問題ではないことも事実である。モラルに対する個人の自覚を促す力が必要である。すなわち情報モラル教育による意識向上であり、そうした意識向上を醸成する場である。

情報モラルと地域コミュニティ

情報化が急激に進行する現代社会において、こうした情報モラル教育が行われるべき場をどこに求めるべきであろうか。それは地域コミュニティに求めるべきであると考える。

かつてモラルはコミュニティの中で、育まれ、守られてきた。子供が悪いことをすれば、隣の子供であれ、注意し叱ることで、子供にモラルとは何であり、モラルを守ることの重要性を認識させてきた。「法」による解決は対症療法でしかなく、人の心まで規制することはできない。これに対して、モラルは人の心の奥深くまで網を投げかける。そして、そのことが地域の、全体の秩序を守ることに繋がったのである。

このようなコミュニティの持つ力を再認識する動きが各地で高まっている。しかし、それは、かつての自然発生的なコミュニティの姿ではない。ライフスタイルの変化など生活環境があまりにも変化したからである。その最も特徴的な変化が IT を媒介とした情報化の進展である。しかしながら今、この IT 技術を媒介として、コミュニティの活性化を図り、その力を蘇生させようとする動きが起こりつつある。アナログとデジタルとを融合して、コミュニティの活性化を図ろうとする試みである。それは、すでに存在するコミュニティと IT とを融合させようとするものである。そこでは IT が人と人との直接的な接点の補完機能を果たしている。

IT を有効に利活用する先端的なコミュニティでは、グラスルーツのレベルとインターネットというバーチャルなレベルとの往還によって、住民相互の交流、世代間交流が促進される。さらに、それらを通じて、地域の人々の間で知識や経験の共有が推進される。まさにそれはグラスルーツの活動であり、コミュニティに活力を与えることになる。

そして、IT を媒介とした地域の人々の知識や経験の共有、それらを子供たちに教育するコミュニティ・スクールが、「情報」の取り扱いの重要性を認識させることになる。それが情報モラルを知り、学び、向上させることへと結びつくのである。このようなコミュニテ

ィのレベルからする情報モラルの向上が、コミュニティを超えて国民全体の情報モラルの向上へと繋がる地道ではあるが有効な手段である。

情報モラルの高い社会においては、匿名性を利用した誹謗中傷やネット犯罪なども減少し、お互いの立場や意見を尊重する延長線上で知的財産も保護される。このような社会を創造することが急務である。

知的財産立国に向けての三位一体

地域に根づかない文化は脆弱であり壊れやすい。まして、知的財産は盗用され易く、脆く壊れやすい。知的財産を守ることは我々の文化を防衛することであり、それを育むことは我々の文化を育むことであるとの認識が我々に今求められている。知的財産を創り上げ、保持することは文化国家・日本を作り上げることであるとの認識を持つべきである。それこそが、知的財産立国を目指す我が国に求められている。

そのため、法の制定、官民一体となった情報通信技術の革新とともに、情報モラルの確立が求められているのである。この 3 者が有機的に結び付けられていない限り、知的財産は、守ることも、創造することも、活かすこともできないことは明らかである。